

活かしてナンボの会計

円滑なる事業承継のためには遺留分対策が不可欠

■ 税理士法人 袖野会計

- ・代表社員 公認会計士・税理士 袖野守康
- ・社員 公認会計士・税理士 北爪功一

税理士法人袖野会計は、中堅・中小企業の税務会計業務のほか、経営改善、組織再編、事業承継、資金調達、会計システム導入、企業価値評価、事業再生などの支援業務を多数手掛ける。税務会計の処理代行だけでなく、企業に求められる財務戦略や経営企画の立案及び実行支援も行っている。株式会社の社外取締役・監査役、公益法人の監事等にも在任。(〒320-0806 宇都宮市中央1丁目9番11号 大銀杏ビル2階 TEL.028-651-3460 (代表) FAX.028-651-3461 URL : <http://www.sdncpa.or.jp> E-mail : soumu@sdncpa.or.jp)



1. 遺留分とは

民法において定められている遺留分とは、相続における遺産分割の際に最低限遺産を相続することができる権利のことである。本来、自分の財産は、自己の意思で処分することができ、誰に何をあげるかも自由であるとされており、その自由は生前に限らず、遺言の方法により財産処分を指示することが可能であるので、死後も同様であると考えられている。しかし、遺族の生活の安定や最低限度の相続人間の平等を確保するため、被相続人の兄弟姉妹とその子以外の相続人に、最低限の相続の権利を保障している。

例えば、遺言により他の相続人が過大な財産を取得した結果、自己の取得分が遺留分より少なくなってしまうような場合には、過大に取得した相続人に対して、その不足分を遺留分の減殺請求をすることにより、自己の遺留分に相当する財産を取り戻すことが可能である。

遺留分の額は、遺留分基礎財産に遺留分の割合(原則二分の一、父や母だけが相続人の場合は三分の一)を乗じて計算することとされている。遺留分基礎財産には、相続発生時の財産や負債のみでなく、過去一年以内の贈与や特別受益などの過去の一定の生前贈与財産も含まれることとされている。

2. 事業承継における遺留分の問題

現経営者である父親が、生前贈与や遺言により後継者に指名した長男に対して自社株式をすべて引き渡し、事業を承継しようとしても、長男以外の子供等の遺留分を侵害された他の相続人から、遺留分に相当する財産の返還を求められた結果、自社株式が分散してしまうなど、円滑な事業承継が阻害されてしまう可能性がある。

例えば、自社株式の時価が12億円で他の財産はなし、法定相続人が長男と次男の二人のケースで、100%の自社株式を長男に集中させた場合、次男は、取得財産はゼロなので、自己の法定遺留分3億円(12億円 \times 1/2 \times 1/2)を請求することができる。長男は、前回紹介した事業承継税制の特例により税負担はなくなっても、次男に対し3億円相当の財産を渡す必要があり、現金等の財産を用意できなければ、遺留分相当の自社株式にて精算せざるを得ないので、株式の集中は結果として成就しないこととなる。このケースで、他の財産が4億円あれば、次男の遺留分は4億円((12+4) \times 1/4)となるので、自社株式は100%長男が取得するが、他の財産をすべて次男に引き渡すこととなり、少なくとも自社の保証人としての保証能力が低下することは避けられない。

3. 遺留分特例制度

前述の通り、安定した会社経営のためには、後継者への株式集中が必要であるが、他の相続人の遺留分放棄が確定しないと、後継者が後になって遺留分相当の財産(自社株式)を請求されるおそれがある。この遺留分放棄を確定するためには、遺留分権利者が個々に家庭裁判所の許可を得ることが必要で、同一の条件となるかも不明確でもあり手続きが進みにくく、利用が事実上困難なものとなっている。

このため、平成21年3月1日から遺留分に関する民法の特例に関する規定(以下、「民法特例」とする。)が施行された。民法特例では、後継者が、遺留分権利者全員と合意し、経済産業大臣の確認を受けることにより、家庭裁判所に対し、生前贈与株式等を遺留分算定基礎財産から除外する(除外合意)ことや生前贈与株式の評価額を予め固定する(固定合意)ことを申請する手続を後継者が単独で行うことが可能となった。前回紹介した事業承継税制の特例により自社株式に対する相続税等の税負担をなくすだけでなく、この民法特例の除外合意により遺留分問題が解決できれば、円滑なる事業承継が可能となる。

なお、中小企業庁の「経営承継円滑化法の施行状況について」(平成26年3月)によると、民法特例の利用件数は全国で69件(平成26年2月末時点。すべて除外合意)であり、都道府県別では東京都に所在する会社が最も多く24件となっており、全体の3割を占めている。一方で、利用件数がない県も25県あるとされており、栃木県は弊事務所のクライアントが利用した1件が記載されているものと推測される。